計画策定等に関するワーキンググループ 構成員

(五十音順)

足立 泰美 甲南大学経済学部教授

磯部 哲 慶應義塾大学法科大学院教授

大橋 真由美 上智大学法学部教授

金﨑 健太郎 武庫川女子大学経営学部教授

○勢一 智子 西南学院大学法学部教授

原田 大樹 京都大学大学院法学研究科教授

(○:座長)

計画策定等に関するワーキンググループ 開催実績

第1回 令和3年11月26日

- ・ 令和3年の重点募集テーマ「計画策定等」の検討状況等について
- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

第2回 令和3年12月23日

・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保に係る見直しの視点について

第3回 令和4年1月21日

・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)について

第4回 令和4年2月10日

・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)とりまとめ

第5回 令和4年7月25日

- ・各府省の計画策定等における見直しの検討状況について
- ・令和4年地方からの提案募集における「計画策定等」に係る提案について

第6回 令和4年12月16日

- ・計画策定等に関するこれまでの検討状況について
- ・ナビゲーション・ガイド作成に向けた今後の検討について

第7回 令和5年1月13日

- ・地方公共団体との意見交換
- ・ナビゲーション・ガイドについて

第8回 令和5年2月6日

ナビゲーション・ガイド等について

第9回 令和5年2月13日

ナビゲーション・ガイド等について

(参考1)

地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置のうち計画等の策定の手続に係るもの

別表1 第3次勧告における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置(計画等の 策定の手続に係るもの)

整理記号 及び分類	記号	具体的な規定の内容	具体的に講ずべき措置
cb 計画等の策定の 手続のうち一定 の相手方の意見 聴取等の義務付 け(地方自治体	別表 2を 参照	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、 認定の手続を義務付けているもののう ち、地方自治体が国又は都道府県を相手 方として行う行為(地方自治体が私人と 同一に取り扱われているものを除く)に ついては、見直しの方針は別表2を参照	別表 2 を参照
が国又は都道府 県を相手方とし て行う行為)	上記に	該当しない場合	廃止
	1	当該計画によって一定の事務の処理又は 費用の負担を求められることとなる者を 相手方又はその構成員とする場合	
c3	2	具体的に範囲が特定された利害関係者、 学識経験者を明示的に相手方又はその構 成員とする場合	(①の場合) ・議決、同意の存置を許容
計画等の策定の 手続のうち一定 の相手方の意見	3	地方自治体の区域を越える利害調整を行 う必要があるときに、関係地方自治体を 相手方又はその構成員とする場合	(①~④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置
聴取等の義務付 け (cb に該当す るものを除く)	4	地方自治体が処理する事務について、他 の者が同一の個別具体的な目的から関連 する事務を実施し、その整合性を確保す る必要があると認められるときに、当該 者を相手方又はその構成員とする場合	を許容
	上記①)~④に該当しない場合	廃止又は協議・調整・意見聴取 等に関する努力・配慮義務に係 る規定化
c4 計画等の策定の 手続のうち公 示・公告・公表等 の義務付け	1	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	公示・公告・公表等の存置を許
	2	権利を有している者又は具体的に範囲が 特定された利害関係者に主張の機会を付 与するために行われる場合 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の	容

		前提となっている場合	
			廃止又は公示・公告・公表等に
	上記①)~③に該当しない場合	関する努力・配慮義務に係る規
			定化
c5			
計画等の策定の			
手続(私人等か			
らの意見聴取			ESTATED IN
等、公示•公告•	_		廃止又は例示化
公表等) の個別			
具体的な方法の			
義務付け			

別表2 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け(地方自治 体が国又は都道府県を相手方として行う行為)(別表1cb)についての分類及 び具体的に講ずべき措置

分類	記号	具体的な規定の内容	講ずべき措置
刀炽	마나ク	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例	冊 7
	1a		
		措置が講じられる計画を策定する場合	
	1b	地方自治体の区域を越える一定の地域につ	
		いて総量的な規制・管理を行うため国が定	
		める総量的な具体的基準をもとに関係地方	
		自治体が計画を策定する場合	
	1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点	
		的に講ずるものとされており、法制上の特	同意を要する協議を許容
		別の効果が生じる計画を策定する場合にお	
		いて、当該国の施策と当該計画との整合性	
		を特に確保しなければ当該国の施策の実施	
協議、同意、許		に著しく支障が生ずると認められるもの	
可・認可・承認	12	国(都道府県)に対して一定の事務の処理	
		を義務付けることとなる場合であって、国	
		(都道府県) の施策と整合性を特に確保し	
		なければこれらの施策の実施に著しく支障	
		が生ずると認められるもの	
	13	地方自治体の区域を越えて移動する天然資	
		源について広域的な観点から適正管理を行	
		う場合であって、関係地方自治体の間では	
		利害調整が明らかに困難であり、国が特に	
		その処理の適正を確保する必要があるもの	
		国・地方自治体の事務配分の特例を許容す	
	21	るために事務の移譲を受ける都道府県、市	同意を要しない協議を許容
		でにらた事物が対象で、文にの制造的策、日	

		町村が協議を求める場合、又は国・地方自 治体以外の主体と市町村(都道府県)の間	
		の事務配分の特例を都道府県(国)が許容	
		する場合であって、都道府県(国)が特に	
		その処理の適正を確保する必要があるもの	
		地方自治体の区域を越える一定の地域につ	
		いて総量的な規制・管理を行うため国が定	
	22	める総量的な目標に従って関係地方自治体	
		が計画を策定する場合	
		事務の処理に当たって当該地方自治体の区	
		域を越える利害調整が必要であるが、関係	
	23	地方自治体との間での利害調整が明らかに	
	_	困難であり、国(都道府県)が特にその処	
		理の適正を確保する必要があるもの	
		同一の個別具体的な行政目的の達成のため	
		に国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限	
	24	が配分されているため、国(都道府県)と	
		の調整が不可欠である場合であって、私人	
		の権利・義務に関わるもの	
		同一の事案について国(都道府県)が異な	
		る個別具体的な行政目的から重畳的に異な	
		る権限を行使することが可能である場合、	
	2⑤	又は国(都道府県)が既に行った行政処分	
		の内容と抵触する可能性がある権限を行使	
		する場合であって、私人の権利・義務に関	
		わるもの	
		私人に対して課される義務付けを国及び地	
		方自治体に対して免除している場合であっ	
	26	て、国に対する協議を義務付ける相手方と	
		して地方自治体を国と同様に扱っている事	
		務を処理するもの	
	3d	刑法等で一般には禁止されていながら特別	
		に地方自治体に許されているような事務を	
		処理する場合	
	3e	公用収用・公用換地・権利変換に関する事	
		務を処理する場合	
	3f	補助対象資産、国有財産処分等に関する事	許可・認可・承認を許容
	0	務を処理する場合	
	3g	法人の設立に関する事務を処理する場合	
	3h	国体に扱っている事務を処理する場合	
		同様に扱っている事務を処理する場合	
	3①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地士中治体が行る担合でも	
		れている事業を地方自治体が行う場合であ	

		って、地方自治体の事務として定着してい	
		ないもの	
	4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のため	
		に国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限	意見聴取を許容
		が配分されているため、国(都道府県)と	
		の調整が不可欠である場合	
	5①	私人に対しては許可・認可を行うものとさ	
		れている事業を地方自治体が行う場合であ	事前報告・届出・通知を許容
		って、事前に国(都道府県)が特に把握し	
		ておく必要が認められるもの	
	6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例	
		措置を講ずることを促す場合	・事後報告・届出・通知を許容
	62	法制度上、講じられる事後的な是正措置の	
		端緒として把握する必要がある場合	
	1 == -		rie .
	上記のいずれにも該当しない場合		廃止